

弁護士
はるおの

法律 相談室

— 相続編 —



井上晴夫法律事務所 弁護士 井上晴夫

昭和49年 大阪府八尾市生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業

平成20年 井上晴夫法律事務所開業。専門は多重債務問題の他、事業承継や下請代金法等の中小企業法務、スポーツ法。経済学部卒業の経歴を活かし、若手ながら日弁連の中小企業支援プロジェクトチームに所属し、島根県においても事業承継ネットワークの地域担当弁護士を務める。

相続放棄に期限はありますか。

被相続人が死亡し、それにより自分が相続人になったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述をしなければなりません。また、相続開始前に予め相続放棄をすることはできません。

Vol.9 「相続放棄の選択」

【回答】

相続が発生した場合、まず相続人としては、死亡した人(被相続人といいます)の借金を含めた財産として何がいくらあるのか調査すべきです。特に借金については被相続人が家族に隠していることが多々ありますので、しっかり調査すべきです。サラ金や銀行からの郵便物によって明らかになることがありますし、友人や知人に聞けばその人達の保証人になっていることが判明することもあります。

こうして相続財産を調査した結果、相続を承認するのか相続放棄するのか決めることとなります。もし残した財産より借金の方が多ければ、その借金を自分が払っていいのかを検討し、払えないようであれば放棄した方がよいでしょう。また、借金を払ってでも残したい財産なのかも考慮すべきでしょう。

今回の事例では相続放棄すべき事案と思われませんが、父の死亡から4か月経っていますので、Aさんは原則として相続放棄できないことになります。

しかし、父の借金を知らなかったばかりに突然1億円の借金を背負わされるのはAさんにあまりにも酷です。

そこで、3か月経過していたとしても、父の借金の存在を知らなかったことにAさんに相当の理由があることを理由に、銀行からの内容証明郵便が届いた時点から3か月を起算するように主張して、家庭裁判所に相続放棄の申述をすることが考えられます。これはかなり技術的なものなので弁護士の力が必要になりますので、すぐに弁護士に相談すべきでしょう。

最後に注意点として、相続放棄によりAさんは借金を免れることができても、Aさんの放棄により次の相続順位の方が借金を背負わされる可能性がある点です。今回の事例でいえば、Aさんが放棄すれば、Aさんの祖父母、さらにAさんの叔父叔母に相続する資格が移転しますので、それぞれで相続を承認するか放棄するか検討しなければなりません。この場合の3か月の期間は、先順位の相続人が放棄した事実を後順位の相続人が知った時から起算します。

【事例】

父が死亡してから4か月後に突然銀行から私(A)宛に内容証明郵便が送付されました。それによると、父は1億円の保証人になっておりその借金は相続により私に引き継がれたとのことでした。私は相続放棄できるのでしょうか？